



IAHAIO2007 東京宣言

コンパニオンアニマルとの交流が人の健康と福祉に良い影響を与えることは、科学的小および医学的に証明されており、人は生まれながらに他の生き物や草木など自然に親しみを覚えることも、生物学的および心理学的に証明されています。かかる観点から、IAHAIO メンバーは、2007年10月5日、東京で開催された総会において、以下の決議および指針を満場一致で承認しました。

「人が動物の存在から恩恵を受けることは普遍的かつ自然な基本的人権である」

この権利を広く享受するために、様々な分野の法律や規則に関する取り決めが必要となります。そのため IAHAIO はすべての国際機関、国家および地方行政機関に以下のことを要請します。

1. 動物との直接的な接触を望まない人の権利も尊重しながら、適切に飼育されているコンパニオンアニマルの同居を認める住宅規則を制定すること。
2. 動物介在療法や動物介在活動のために、特別に選ばれ訓練された健康で清潔な動物が医療施設に入れるように推進すること。
3. 動物介在療法、動物介在活動、動物介在教育を実施するために適切に訓練された人と動物を認めること。
4. 動物がいることによって恩恵を受けることができるあらゆる年齢層のケアセンターや入居施設において、コンパニオンアニマルの存在を認めること。
5. IAHAIO リオ宣言（動物介在教育実施ガイドライン）に基づき、学校カリキュラムにコンパニオンアニマルを介在させることを推進すること。